

鳥取県認定看護師養成研修受講費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県認定看護師養成研修受講費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、認定看護師養成研修（以下「認定研修」という。）を受講する看護職員を雇用している医療機関等に対し、受講に要する経費を支援することにより、鳥取県内医療機関等への高水準の看護技術と知識を持った看護職員の配置を促進し、もって本県における看護体制の拡充と看護の質の向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、公益社団法人日本看護協会が認定看護師教育機関として認定した施設（日本看護協会認定看護師規則第11条の規定に基づき認定した施設をいう。）及び一般社団法人日本精神科看護協会が実施する認定看護師等養成研修へ別表に定める医療機関等が看護職員を派遣し、当該研修会の受講に要する経費（入学金、授業料、実習料）（以下「補助対象経費」という。）を負担した場合、当該医療機関に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の1人分の補助対象経費の上限は、750,000円とする。

3 当該研修を修了見込みであった看護職員が当該研修を修了しなかった場合には、補助事業者は当該研修を修了しなかった者に係る補助金の全額を県へ返還しなければならない。

なお、修了したときは、別紙1により医療政策課長へ報告するものとし、第8条第1項の実績報告時に当該研修修了証の写しを原本証明の上添付する場合はこの報告は不要とする。

(交付の条件)

第4条 本補助金は、当該研修会を受講した看護職員が研修会受講年度を含め3年度以内に認定看護師となるための認定審査に合格しなかった場合には、補助を受けた医療機関等は補助金の全額を県へ返還しなければならない。

なお、合格したときは、別紙2により医療政策課長へ報告する。

2 当該補助金の交付を受けた医療機関は、当該補助金の交付を受けて認定看護師資格を取得した看護職員に対して、他の医療機関等から研修会講師や技術指導の実施について要請があった場合には、当該職員を派遣するよう努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、補助事業にかかる研修の受講決定日から30日以内に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うもの

とする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の額の増額を伴わない補助対象経費の20%以内の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月4日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年6月18日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月7日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

医療機関等の別	補助対象施設
病 院	次の(1)から(4)の病院を除く全病院 (1) 自治体立の病院 (2) 国立大学法人立の病院 (3) 独立行政法人国立病院機構立の病院 (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構立の病院
診療所	全診療所
その他	(1) 介護老人保健施設 (2) 訪問看護事業所

(※様式省略)